

第1章 災害時歯科対応マニュアルの概要

1 作成の目的

災害時における歯科の役割は、口腔顔面外傷への対応、応急的な歯科診療、口腔衛生対策、誤嚥性肺炎などの災害関連疾病の予防対策などがあり、避難所や仮設住宅での巡回歯科相談、歯科保健指導等の重要性が認められている。

本市では、災害が発生した場合に、迅速かつ柔軟な対応ができるよう平成27年3月に策定した「さいたま市歯科口腔保健推進計画」において、「災害時における歯科保健医療体制の構築」を計画の小目標に掲げ、本マニュアルを作成した。

2 さいたま市地域防災計画との関係

本マニュアルは、災害時における歯科保健医療の対応や体制について記載したものであり、さいたま市地域防災計画と整合を図るものとする。

3 「さいたま市直下地震」による被害想定（さいたま市被害想定調査報告書（平成25年度）より）

強風時において、物的・人的被害の合計が最大となる冬の18時にさいたま市直下地震が発生した場合の被害想定調査結果は、次のとおりである。ただし、帰宅困難者は、通勤・通学・買い物・観光等で市外から流入する人口が多い、季節に関係なく平日の12時に発生した条件での値である。

さいたま市直下型地震の被害の予測結果

種別	被害項目	被害単位	被害数
地盤	急傾斜地崩壊	危険性が高い急傾斜地〔箇所〕	16
建物	揺れ	全壊棟数〔棟〕	17,300
		半壊棟数〔棟〕	48,400
	液状化	全壊棟数〔棟〕	203
		半壊棟数〔棟〕※	6,040
	急傾斜地崩壊	全壊棟数〔棟〕	2
半壊棟数〔棟〕		4	
火災 (冬18時)	出火	炎上出火件数〔件〕	101
	延焼	焼失棟数〔棟〕	44,900
人	死者	〔人〕	2,040
	負傷者	〔人〕	8,150
	重傷者	〔人〕	1,400
ライフライン	上水道	断水人口（1日後）	265,000
	下水道	機能支障人口（1日後）	57,300
	電力	停電軒数（1日後）	107,000

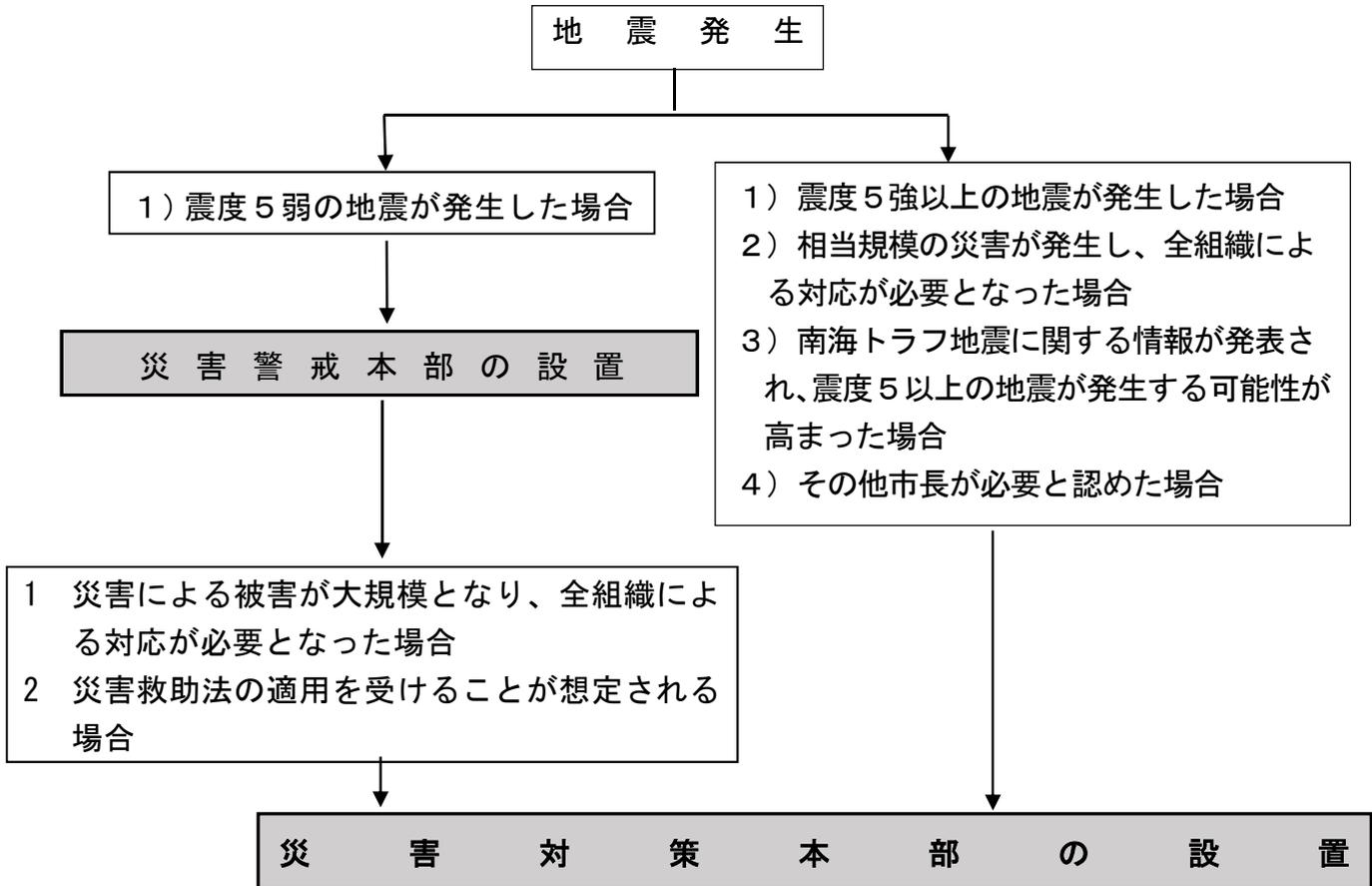
	通信	不通回線数（1日後）	95,500
	都市ガス	供給停止件数（直後）	257,000
交通	道路	緊急輸送道路被害箇所数	46
		橋りょう被害箇所数	2
	鉄道	被害箇所数	227
生活支障等	避難者	避難者 直後・1日後〔人〕 （内、避難所生活者）	204,000 (123,000)
		避難者 1カ月後〔人〕 （内、避難所生活者）	204,000 (61,300)
	帰宅困難者	人（平日12時）	116,000～141,000
	災害廃棄物	発生量〔万m ³ 〕	679
	経済被害	直接経済被害額〔兆円〕	3.88

※液状化による半壊棟数は、大規模半壊を含めている。

出典：さいたま市地域防災計画（共通編）

第2章 さいたま市における応急活動体制

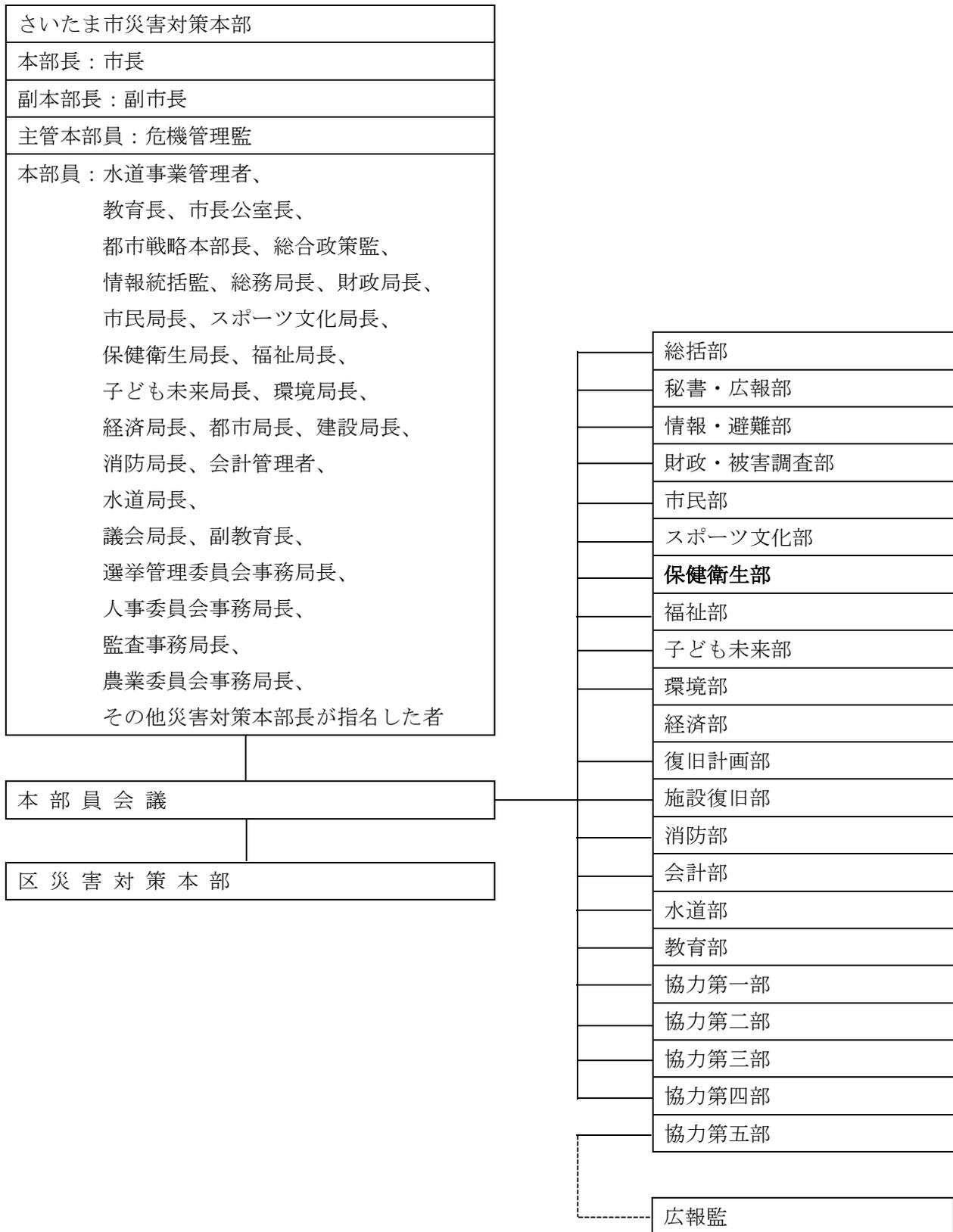
1 地震の発生に伴う活動体制



出典：さいたま市地域防災計画（震災対策編）より

2 地震の発生に伴う配備体制

さいたま市災害対策本部組織図



出典：さいたま市地域防災計画（震災対策編）より

・災害警戒本部

配備基準	配備部署	配備人員
震度5弱の地震で被害が発生した場合	総括部、秘書・広報部、情報・避難部、財政・被害調査部、市民部、スポーツ文化部、保健衛生部、福祉部、子ども未来部、環境部、経済部、復旧計画部、施設復旧部、消防部、会計部、水道部、教育部、区災害警戒本部(全班)、その他必要な部	各部とも職員の1/4程度

・災害対策本部

区分	配備基準	配備部署	配備人員
第1 配備	震度5強の地震が発生した場合 南海トラフ地震に関する情報が発表され、震度5強以上の地震が発生する可能性が高まった場合	災害対策本部の全組織	各部とも職員の1/2程度
第2 配備	震度6弱以上の地震が発生した場合	災害対策本部の全組織	各部とも職員全員

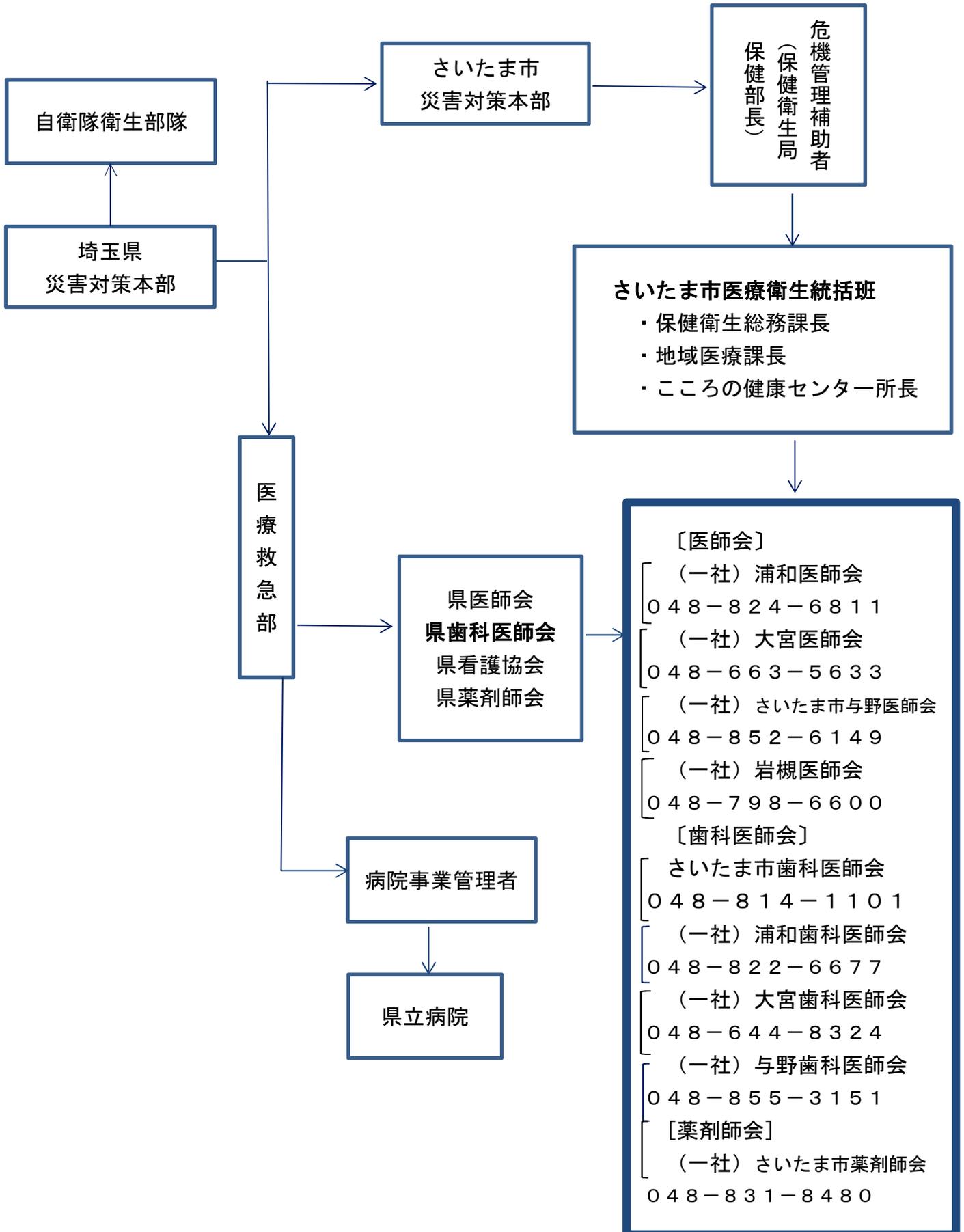
(注) 配備人員について、消防部は別に定める。

出典：さいたま市地域防災計画（震災対策編）

配備人員について、避難所担当職員、現場応援要員は除く。

「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、情報にかかわらず、その内容により必要に応じた配備区分を決定する。

3 埼玉県からさいたま市への連絡体制



第3章 さいたま市における医療救護活動

医療救護に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 情報連絡体制の確立 ② 広域医療体制の構築
保健衛生部	① 実施体制の構築 ② 医療救護班の編成 ③ 傷病者のトリアージ及び応急処置の実施 ④ 医療救護所の設置の決定 ⑤ 救護医療機関の被災状況等の把握 ⑥ 医薬品等の調達 ⑦ 精神科救急医療の確保 ⑧ 広域医療体制の構築
消防部	① 実施体制の構築 ② 傷病者の搬送 ③ 救護医療機関の被災状況等の把握
区本部	① 医療救護所の設置及び連絡調整
医師会	① 医療救護所の運営

出典：さいたま市地域防災計画（震災対策編）

地震災害のため医療機関が混乱し、被災地の市民が医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、助産の処置を確保し、罹災者の保護の万全を図る。

1 初動医療体制

【総括部、保健衛生部、消防部、区本部、医師会】

被災状況に応じて医療機関（P8 参照）に医療救護所を設置し、医療救護所に収容された傷病者に対し医療救護班がトリアージ及び応急処置を実施する。また、医療救護所等で対応できない重傷者等は市内の救護医療機関へ搬送し、治療及び入院等の救護を実施する。

◎ 医療救護所一覧

- ・ 震度6弱以上かつ被災状況により開設

区名	医療救護所（被災状況により開設）	
西区	指扇病院敷地内	西区宝来1295-1
北区	彩の国東大宮メディカルセンター敷地内	北区土呂町1522
北区	さいたま北部医療センター敷地内	北区宮原町1丁目851
大宮区	自治医科大学附属さいたま医療センター敷地内	大宮区天沼町1丁目847
見沼区	さいたま記念病院敷地内	見沼区東宮下196
中央区	さいたま赤十字病院敷地内	中央区新都心1-5
桜区	三愛病院敷地内	桜区田島4丁目35-17
浦和区	埼玉メディカルセンター敷地内	浦和区北浦和4丁目9-3
南区	秋葉病院敷地内	南区根岸5丁目13-10
緑区	共済病院敷地内	緑区原山3丁目15-31
岩槻区	丸山記念総合病院敷地内	岩槻区本町2丁目10-5

◎ 医療救護班の職種別構成の目安

医師	看護師	トリアージ補助員	事務員
1人	3人	1人	1人

出典：さいたま市地域防災計画（資料編）

(1) 医療情報の収集・伝達

傷病者に対して、迅速かつ的確に医療を行うためには、収容先の医療機関の被災状況、空き病床数等医療情報が重要である。そのため、災害発生時にEMIS※1や総合防災情報システム※2、埼玉県歯科医師会災害時診療所マップ※3を活用し情報を収集、共有するとともに、医療救護所、医療機関等との情報連絡体制を確立する。

※1 EMIS＝広域災害救急医療情報システム－災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供する

※2 総合防災情報システム＝災害初動対応に必要な情報を迅速に収集・一元管理し、対策本部と現場とで共有できる仕組みを実現し、災害発生時における各種情報（状況）を整理し、可視化し、地図上で共有する防災・事業継続支援GISサービス

※3 埼玉県歯科医師会災害時診療所マップ－災害時に埼玉県歯科医師会会員歯科医院の診療状況を確認できる。埼玉県歯科医師会ホームページ(<http://www.saitamada.or.jp/>)より閲覧可能。

(2) 医療救護所の設置

保健衛生部は、震度6弱以上の地震発生時に、被災状況や市内各医療機関の運営状況等を踏まえ、必要に応じて医療救護所を設置することを決定し、区本部が医療救護所を設置し、運営は4医師会が行う。

なお、区本部は医療救護との連絡調整を行うものとする。

初動医療の確保を図るため、医療救護の設置については、被災状況に応じて柔軟に対応する。
医療救護所を設置した場合、秘書・広報部広報班は、設置状況を広報する。

(3) 医療救護班の編成・派遣

医療衛生統括班は、災害程度に応じ、医師会に対し医師及び看護師等による医療救護班の編成及び派遣の要請を行う。また、派遣された医療救護班は、次の活動を実施する。

- ① 傷病者の傷病の程度の判定（トリアージ*）
- ② 傷病者に対する応急処置の実施
- ③ 医療機関への搬送の要否及びその順位の決定
- ④ 死亡の確認及び死体の検案への協力（必要に応じて実施）
- ⑤ その他必要な措置

*トリアージ：災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、現存する限られた要員や医薬品等の医療機能を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療に当たるために、治療の優先順位を決定すること。

(4) 救護医療機関

本市は、市内の救急告示医療機関等に対し、救護医療機関として医療救護所等で対応できない重症者等を収容し、治療及び入院等の救護を実施するよう要請する。

2 傷病者等の搬送体制

傷病者の救護医療機関への一次搬送並びに後方医療機関への二次搬送は、次のとおりとする。

(1) 一次搬送方法

大規模な地震による被害の場合、傷病者の搬送に困難が生じるため原則として次の方法の順で一次搬送を実施する。

- ① 医療救護班が消防部に搬送を要請する。
- ② 公用車その他救急車両により搬送する。
- ③ 市職員、消防団員、地域住民により担架やリヤカー等で搬送する。
- ④ 自主防災組織、事業所等の協力を得て搬送する。

(2) 一次搬送体制

- ① 消防部は、災害現場でトリアージを実施し、病院で治療の必要がある傷病者を市内救護医療機関まで搬送するとともに、その他の傷病者に対し、自力又は自主防災組織等の協力を得て救護医療機関への搬送を依頼する。
- ② 医療救護班は、医療救護所でトリアージを実施し、他の救護医療機関で治療の必要がある重症の傷病者を、一次搬送方法により搬送を要請する。
- ③ 搬送経路となるべき道路が被災した場合を考慮し、柔軟な搬送経路を検討する。

(3) 救護医療機関の受入体制

保健衛生部及び消防部は協力し、救護医療機関の被災状況と収容可能数を速やかに把握し、収容スペース確保等の受入体制の確立を要請する。

(4) 二次搬送体制

- ① 市内救護医療機関で対応できない傷病者の市外・県外の災害拠点病院への搬送は、保健衛生部、消防部及び救護医療機関等が協力して実施する。
- ② 必要に応じて、埼玉県に搬送を要請し、ヘリコプター等で搬送を実施する。

(5) 後方医療機関の受入要請

本市は、埼玉県及び相互応援協定を締結している市町村に対し、重傷・重症者の受入れを要請する。

また、必要な情報を救護医療機関に伝達する。

後方医療機関として、次の機能を持つ災害拠点病院及び災害時連携病院への中等症患者、重傷・重症者受入要請について、埼玉県を通じ実施する。

災害拠点病院の機能：

- I 重篤救急患者の救命を行う高度診療
- II 患者等の広域搬送（受入れ及び搬出）への対応
- III 自己完結型の医療救護チームの派遣
- IV 応急用資機材の貸出し

災害時連携病院の機能：

- I 中等症患者や容態の安定した重症患者の受入れ
- II 県内で活動する自己完結型の医療救護チームの派遣

県内の災害拠点病院

災害拠点病院区分	病院名	所在地	歯科・口腔外科の有無
基幹災害拠点病院	川口市立医療センター	川口市西新井宿 180	歯科口腔外科
	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田 1981	歯科口腔外科
	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心 1-5	口腔外科
地域災害拠点病院	自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町 1-847	歯科口腔外科
	北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100	
	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5-8-1	歯科口腔外科
	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷 2-1-50	
	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室 2460	歯科口腔外科
	防衛医科大学校病院	所沢市並木 3-2	歯科口腔外科
	埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口 5-11-5	
	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根 1397-1	
	社会医療法人壮幸会行田総合病院	行田市持田 376	
	新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1	
	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪 2-1	歯科口腔外科
	草加市立病院	草加市草加 2-21-1	歯科口腔外科
	埼玉医科大学病院	毛呂山町毛呂本郷 38	歯科口腔外科
	社会医療法人さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根 299-1	
	上尾中央総合病院	上尾市柏座 1-10-10	歯科口腔外科
	羽生総合病院	羽生市大字下岩瀬 446	歯科口腔外科
	地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心 1-2	小児歯科
	戸田中央総合病院	戸田市本町 1-19-3	
	埼玉県共済会加須病院	加須市上高柳 1680	

参考：埼玉県 HP 災害拠点病院の指定状況（令和6年4月現在）

3 広域医療体制

【総括部、保健衛生部】

本市では、広域医療体制の構築について、他都県市町村との間に「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」（埼玉県及び県内市町村）、「九都県市災害時相互応援に関する協定」（首都圏九都県市）、「21 大都市災害時相互応援に関する協定」（全国 21 大都市）、「災害時における相互援助に関する協定」（首都圏県都市長懇談会）、「災害時における相互援助に関する協定」（立川市、福島市、松戸市）、「危機発生時における相互応援に関する協定」（新潟市、那須塩原市）を締結している。この中で、医療に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん、車両の提供、医療系職員の派遣等の支援活動を災害時に相互に実施することを取り決めている。今後も同様の相互応援協定締結の拡充を図っていく。

4 医薬品等の調達

【保健衛生部】

市内医療救護所、救護医療機関において不足する医薬品及び医療資機材を、埼玉県の広域調整の下、「災害時における医療用医薬品の調達業務に関する協定」（一般社団法人さいたま市薬剤師会）、「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」（一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会）及び「災害時の医療ガス等の供給に関する協定」（一般社団法人日本産業・医療ガス協会）に基づき調達する。また、日本赤十字社等の協力を得ながら、医薬品の供給体制を確保する。

5 精神科救急医療の確保

【保健衛生部】

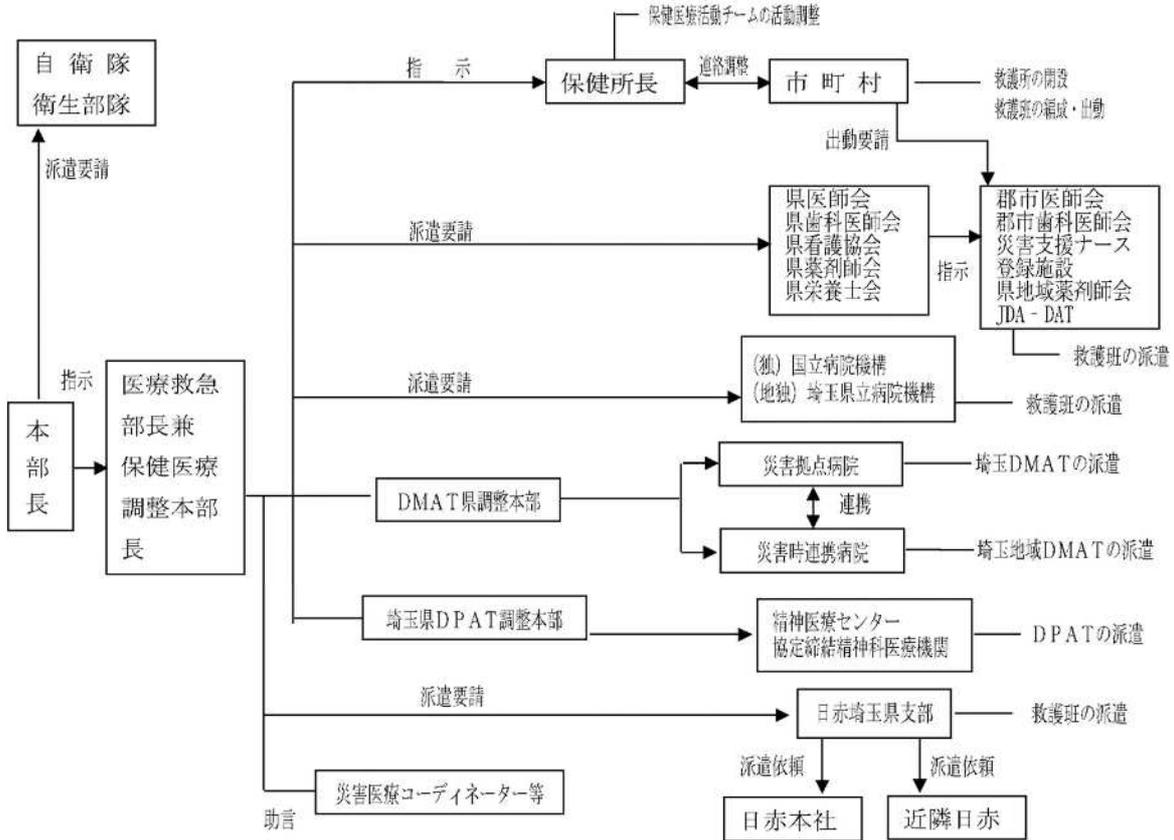
本市及び埼玉県は、環境の急変等から、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

第4章 災害時における歯科医療救護活動

1 埼玉県における防災及び災害対策

(1) 初期医療体制の確立

災害時の医療活動を実施していく組織とそれらの役割は以下の通りである。



出典：埼玉県地域防災計画（震災対策編）

(2) 初期医療体制の整備

地域関係機関等の連携

市町村は、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、公的医療機関及び自主防災組織等と協議し、事前に以下の項目について計画を定めることとする。

- ・救護所の設置・医療救護班の編成・医療救護班の出動
- ・自主防災組織等による自主救護体制の整備・備蓄医療品の種類及び数量の確保

(3) 救護活動

医療救護活動——埼玉県歯科医師会・郡市歯科医師会

災害が発生し、市町村長又は知事から協力要請があった場合、又は災害状況に応じて必要がある場合は、被災地の地区歯科医師会の指令で出動し、救護活動（歯科医療の提供、身元確認の協力、口腔ケア活動等）を実施する。急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施する。また歯科医師会が派遣する歯科医療救護班の現場における救護活動については、原則として被災地の郡市歯科医師会会長が指揮する。

2 歯科医療救護チームの派遣

さいたま市では市内郡市歯科医師会（浦和・大宮・与野）と災害時の歯科医療救護に関する協定を締結（P40～P54参照）しており、災害時にはさいたま市が歯科医師会に歯科医療救護チームの派遣を要請することとなっている。

3 歯科医療救護チームの業務

さいたま市からの要請に基づき歯科医師会は歯科医療救護チームを編成し、避難所、救護所において歯科医療救護活動を行うものとする。

歯科医療救護チームの業務は、次のとおりである。

- ① 傷病者のスクリーニング（歯科についての病状判別）
- ② 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- ③ 傷病者の後方医療機関への転送の要否
- ④ 被災者に対する歯科医療の提供及び口腔ケア活動
- ⑤ その他必要な措置

4 フェーズによる活動内容

発生後の時間的経過	さいたま市	郡市歯科医師会
超急性期 (発災～72時間程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の確認及び救護所の設置 ・救護所・避難所設置について住民に周知 ・医療機関の診療把握 ・歯科医療救護チームの要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医療救護チームの編成 ・避難所における口腔ケア実態情報の収集およびニーズの把握 ・歯科医療救護チームの派遣
急性期 (72時間程度～ 1週間程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の確認及び救護所の設置 ・福祉避難所の把握 ・避難所での健康的な生活の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医療救護チームの派遣 ・避難所における口腔ケア実施活動の支援
亜急性期～中長期 (1週間程度～)	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所の継続及び撤退について協議、検討、決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における口腔ケア実施活動の支援 ・歯科医療救護チームの編成と巡回コースの決定

災害発生時から復興期までの歯科保健衛生活動（地震を例に）

・各期における歯科保健医療衛生活動の概要

	初動期 初動体制の確立 (概ね災害発生後3日まで)	中期 応急対策 一生活の安定(避難所対策が中心の時期)ー (概ね4日目から2ヶ月まで)	長期 応急対策 一避難所から概ね仮設住宅入 (概ね2ヶ月以降)
	●各フェーズで対応できなかった事項については引き続き次フェーズで実施する		
	●歯科医療救護チームの要請/さいたま市(医療衛生統括班)		
	●歯科医療ニーズへの対応/さいたま市歯科医師会・さいたま市(医療衛生統括班)		
	<ul style="list-style-type: none"> 歯科医療機関の被災状況の把握 口腔顔面外傷への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な歯科医療への対応(おし歯の急性増悪等) 	
	●歯科口腔保健に関する情報収集・分析/さいたま市(医療衛生統括班・保健所班・区保健班)・さいたま市歯科医師会		
	<ul style="list-style-type: none"> 歯科医師会・保健所等との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 歯科口腔保健ニーズの把握(歯科医師・保健師等と協力) 	
	●歯科衛生用品の受入れ・配布調整/さいたま市(医療衛生統括班・保健所班)		
	<ul style="list-style-type: none"> 保健センター等にある口腔衛生物品(歯ブラシ等)の確認・配布 	<ul style="list-style-type: none"> 不足する口腔衛生物品の提供を歯科医師会に依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 歯科衛生物品等の受入れ・整理
	●派遣歯科医師・歯科衛生士の受入れ調整/さいたま市(医療衛生統括班・保健所班)		
	<ul style="list-style-type: none"> 歯科診療者の受入れ・移動診療先の調整 		
	●健康調査・ボランティア等連携・歯科保健指導・相談/さいたま市(保健所班・区保健班)・さいたま市歯科医師会		
		<ul style="list-style-type: none"> おし歯や歯周病の悪化、入れ歯の紛失等による摂食困難者・要配慮者への対応 歯科保健相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 誤嚥性肺炎予防 仮設住宅での活動
	●避難所での活動/さいたま市(保健所班・区保健班)・さいたま市歯科医師会		
	<ul style="list-style-type: none"> 口腔衛生用品の配布 チラシ・ポスター等による普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 口腔ケアのニーズ把握 巡回歯科保健指導の実施 	
	<p>●口腔ケアマニュアル 避難所巡回者向け(資料3) 口腔ケア、歯科相談等の実施時の実施時に使用する。</p> <p>●避難所等での歯科保健啓発、健康教育時にチラシやポスターとして使用する。 (資料4-1~4-12)</p>		
	<p>区災害対策にかかわる「区保健班」の活動として、歯科衛生士等(保健師含む)が避難所・在宅避難者等への巡回健康サービスの統計及び調整に関するを行う。</p>		
	<p>【1】集団レベルでの歯科口腔保健問題の情報収集・状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設・避難所等歯科口腔保健ラピッドアセスメント票(集団・迅速)(資料1-1)を避難所等ごとに作成する。 ●施設・避難所等歯科口腔保健ラピッドアセスメント票(集団・迅速)総括表<簡易版>(資料1-2)に資料1-1の情報を転記し、口腔ケア物品、専門支援の優先度を判断し、避難所等の歯科口腔保健問題・状況を把握し、支援調整・支援準備に役立てる。 		
	<p>【2】個人レベルでの歯科口腔保健問題の情報収集・状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害時 口腔のチェックリスト(個人用)(資料2) <p>避難所等で口腔衛生、食事摂取、義歯等の問題があると思われる方に対し、聞き取りをして、必要な支援につなげるためのもの。巡回歯科相談等で使用。 ※この様式は個人情報のため、取扱に注意する</p>		

歯科口腔保健の活動